

## セーフティオフィサ資格制度 サーベイランスレポート提出と更新条件の変更について ご案内

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

以下のセーフティオフィサ資格認証制度 各資格区分について、サーベイランスレポート提出時期と更新の  
手続き条件等を2025年度より下記のとおり変更致します。

### ■ 適用対象の資格区分

#### 一般産業安全分野

- ・ セーフティエグゼクティブ(SE-G)
- ・ セーフティマネージャー(SM-G)
- ・ セーフティスタッフ(SS-G)

#### 建設安全分野

- ・ 建設セーフティエグゼクティブ(SE-C)
- ・ 建設セーフティマネージャー(SM-C)
- ・ 建設セーフティスタッフ(SS-C)

### ■ 変更理由

セーフティオフィサ資格認証制度の各資格区分の資格者が力量を適切に維持し、資格者としての活動意欲が高まるよう制度の見直しを行い、より効果的な運用とするため。

### ■ サーベイランスレポートと資格更新の関係性

- ・ 資格更新には毎年のサーベイランスレポートの提出が必要です。
- ・ 提出期間、提出必要回数は指定があります。
- ・ 指定されたサーベイランスレポートの提出がない場合は、資格更新はできません。

サーベイランスレポートは、認証された力量に必要とされる知識あるいは技能が継続しているかを評価するものです。安全に関する指定のビデオを視聴し、そのビデオに対するレポート及び、報告年度におけるセーフティオフィサとしての活動の報告で構成されます。

資格を更新する際は、サーベイランスレポートに基づき審査し、必要な要件を満たすと評価した場合は、資格の有効期間を延長します。

資格有効期間は年度管理です。

初認証日がX年4月1日の場合、X年4月1日～(X+4)年3月31日の4年間です。

初認証日がX年5月1日から翌年3月1日の場合、初年度のみ(X+1)年4月1日～(X+5)年3月31日の4年間に初認証日から翌年3月31日までの期間がプラスされます。

## ■ 変更内容

### (1) サーベイランスレポート提出時期

現状：

資格の初認証日が「X年度」4月1日の場合、「X+1」年度から提出。

資格の初認証日が、「X年度」5月1日から3月1日までの場合、「X+2」年度から提出。

変更後：

資格の初認証日が「X年度」4月1日の場合、「X」年度から提出。

資格の初認証日が、「X年度」5月1日から3月1日までの場合、「X+1」年度から提出。

### (2) 更新手続き条件

現状

資格取得後最初の更新時：3年間に2回以上サーベイランスレポートを提出。

資格取得後2回目以降の更新時：4年間に3回以上サーベイランスレポートを提出。

変更後：

資格取得後の更新時：4年間に4回サーベイランスレポートを提出。

### (3) サーベイランスレポート提出が指定の回数未満で失効となった場合

現状：

資格を再び有効にするには、再受験が必要。

変更後：

資格を再び有効にするには、失効から半年以内の指定期間内であれば、所定の手続きで可。

詳細は、サーベイランスレポート提出(2025年6月以降予定)および、資格更新申込(2026年1月予定)の各時期前に改めてお知らせします。

-----  
お問合せ

日本認証株式会社 セーフティオフィサ担当

〒 532-0004 大阪市淀川区西宮原2-7-53 Marutaビル8F

TEL : 06-4807-3337 FAX : 06-4807-3350

E-mail: safety12100@j-cert.com

URL : <http://www.japan-certification.com/>